

第4章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



1 計画の推進体制

環境基本計画の推進にあたっては、庁内各課の横断的連携と区民・事業者との協働が必要です。そのため、江東エコライフ協議会をはじめ、区民・事業者・区が協働して計画の推進に努めます。

江東区環境審議会

江東区環境審議会（以下「環境審議会」という。）は、江東区環境基本条例に基づき、環境基本計画に関すること及び環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査・審議するため、区民、事業者、学識経験者及び区議会議員から構成される区長の附属機関です。

環境審議会では本計画の進捗状況等を報告し、環境施策や計画の見直しについて専門的見地から意見を述べます。

庁内の推進体制

本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策に取り組めます。実施にあたっては、各課で進められる環境施策の進捗状況を把握し、江東区環境白書の作成・公表を行うとともに、必要に応じて施策の継続や見直しなどの検討を行います。

なお、計画の策定にあたっては副区長、庁内の各部長級等で構成される江東区環境基本計画検討委員会において検討します。

江東エコライフ協議会（区民・事業者・区が協働でつくる組織）

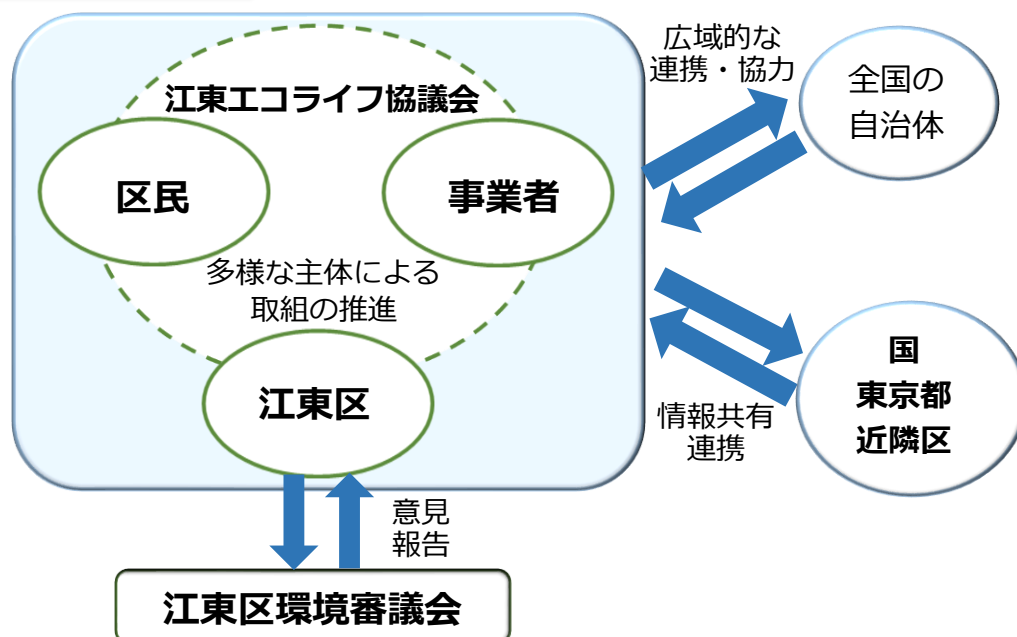
江東エコライフ協議会（以下「協議会」という。）は、区民・事業者・区が環境基本計画における各施策の目標達成に向けた具体的行動を推進するための組織です。

協議会は、地球温暖化対策の推進に関する法律第40条に規定されている、地域における日常生活に関する温室効果ガスの排出抑制等に関し、必要となるべき措置について協議を行う地球温暖化対策地域協議会の役割も兼ねています。

広域的な連携

地球温暖化、大気・水質、生物多様性など広域的な環境問題や課題等に対しては国や東京都、近隣区など周辺自治体とも情報を共有し、連携、協力しながら取組を推進します。

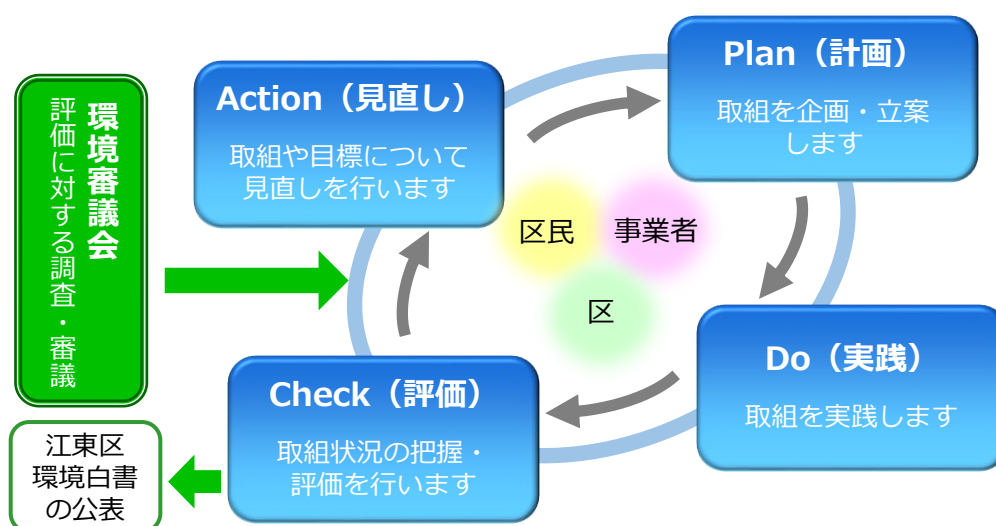
計画の推進体制



2 計画の進行管理

環境基本計画を区民・事業者・区の協働により着実に推進し、進行管理を行うため、取組の計画（Plan）、実践（Do）、評価（Check）、見直し（Action）を繰り返すPDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

本計画策定後も、国内外の情勢をはじめ、国による温室効果ガス削減目標の見直し、新たな技術革新や想定し得なかった環境問題の発生など環境保全分野を取り巻く変化が予測されます。そうした場合は、PDCAサイクルによる進行管理を行う中で、本計画等を基本としつつ、毎年の予算編成で時宜にかなった内容で取り組み、柔軟に対応していくこととします。



ゼロカーボンシティ江東区

世界は今、大きな危機を迎えています。

かつて経験したことのない地球温暖化の影響が、干ばつや豪雨、台風を強大化させ、大規模な自然災害を引き起こし、その深刻な影響は、私たちの“命にかかわる”までの脅威に及んでいます。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出によってもたらされた地球温暖化への対策のため、2015年に日本を含む世界の国々でパリ協定が合意されました。日本では、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする宣言が2020年に行われ、東京都をはじめ、全国の自治体や企業に、ゼロカーボンシティを表明する動きが広がっています。

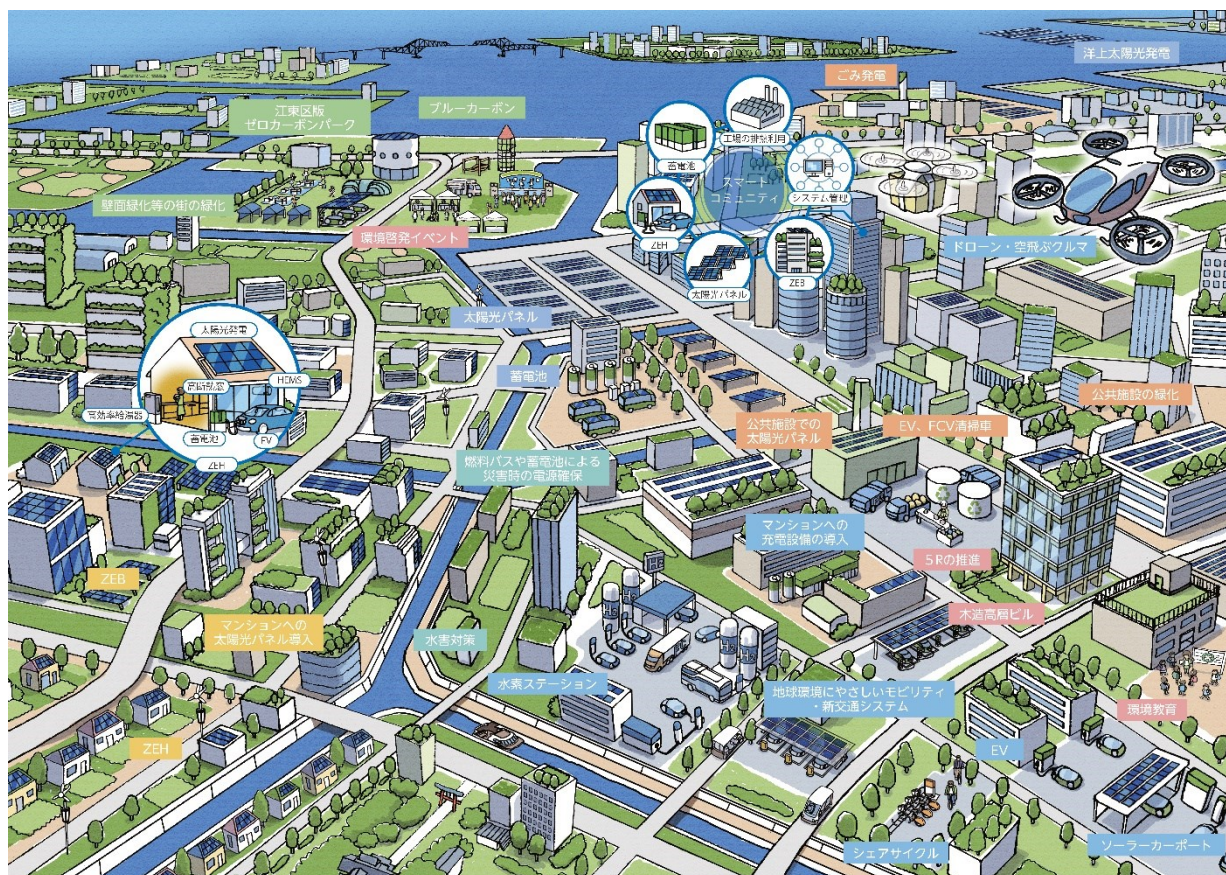
江東区ではこれまでも、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を目指し、省エネ施策や水辺とみどり、循環型地域社会の推進など二酸化炭素排出の削減を進めてきました。

未来を担うこどもたちへより良い環境を残すため、環境先進都市としてすべての区民や事業者と一丸となって、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めてまいります。

江東区は、2050年までに、区内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現をめざすことを表明いたします。

令和3年7月9日

ゼロカーボンシティ表明文



目指すべきゼロカーボンシティ江東区の姿（イメージ）

出典：ゼロカーボンシティ江東区実現プラン（令和6年3月）